

本尊勸請形態の一考察

上 田 本 昌

一
本宗の本尊問題に就いては、古来よりやかましく論議を重ねて来たものであつて、其の法体論に於ては佛を中心とすべきであるとの結論に至つたが、然し勸請の形態に於ては各寺院・教会により各自異つた形式の本尊を勸請してゐるところが少なくないやうである。

則ち木像本尊、曼荼羅本尊、画像本尊、等の別があり、更に木像の中にも一尊四士・二尊四士及び一塔兩尊などの様式があり曼荼羅に於ても十界羅列や一遍首題の別が見られ、又画像にあつても同じく廣略の異りが認められる。これらの中で何れを本尊正境として勸請すべきであるかと云うに、其の説は必ずしも一定していないものの如くであるが、一方現実面では各寺院共木像本尊をもつて勸請してゐる例が圧倒的に多く、然も其の大部分は宗祖始願の妙法大曼荼羅の木像化によつて占められてゐるやうに思はれる。(此等の外に宗祖一躰のみ或は曼荼羅一幅のみを奉安してゐる寺院もあるが、これは比較的少なく特殊な場合、例へば戦災等によつて堂宇を失ひ仮本堂に祖師一躰のみを安置してゐる時や或はまた、木堂の外に祖師堂を構へて別に祖師のみを奉安してゐる場合などである。前者は都市に多く後者は大寺院でないと思ふことが出来ない場合が多い。)

かくの如く本宗の本尊勸請形態は現在統一決定を見てゐないが、然し本尊の実体に就いては「本門の教主釈尊」た

ることに異論はないやうである。ところが最近、日蓮正宗に属する富士大石寺の在家団体たる創価学会では本宗の本尊（特に身延山）をして、それを雑乱勧請であると難じ、其の宣伝に懸念なことから再び此の問題がクローズ・アップされるに至つたのである。そこでこれより些か本宗の本尊勧請形態に就いての考察を試みやうと思う。即ち其の順序として第一に「総勧請」に就いて考へ、次ぎに「別勧請」と称せられてゐるものについて其の性格を調べ、更に此等二者と「雑乱勧請」との相違に及び、併せて曼荼羅中の諸神（天照八幡・鬼子母神等）に就いて検討を加へたい。

二

先づ総勧請について見るならば、これは宗祖始願の十界羅列妙法大曼荼羅に其の源を發するものであるが、この文字曼荼羅は次第に絵画化され或は又木像化されてゆく傾向をたどつた。即ち最初は一部分（天蓋・蓮台・四天王等）が画化され、続いて中尊首題以外は悉く絵画化されるようになり、早くも宗祖滅後七十六年の延文二年（一、三七五）には大覚大僧正筆【首題のみ】の曼荼羅【京都・法華寺蔵】が諸尊全部画像化されてゐる（註1）。この画像化は木像化の如くには流布しなかつたにしても、相当に古い時代から行はれて来たものであることが知られうる。

またこれと同じく大曼荼羅の木像化も早くから行はれ、一部分（釈迦佛・四菩薩）は宗祖御在世當時既に見ることが出来るが、木格的に奉安され始めたのは宗祖滅後凡そ四五十年頃からのやうである（註2）。木像化の最初の形は中尊の題目を書き現し、その左右に釈迦・多宝の二佛を配したところの所謂一塔兩尊にして、のち次第に諸神を追加していつたやうに思はれる。ところが又一方ではこの大曼荼羅の木像化とは別に、本尊抄の

正像二千年之間小乘、釈尊、迦葉、阿難、為脇士。權大乘、竝、涅槃・法華經、迹門等、釈尊、以、文殊、普賢等、為脇士。此等、仏造、画、正像、未、有、壽量、品、仏。來、入、末法、始、此、仏像、可、令、出現、歟。(七一三)

此時地涌千界出現、本門、釈尊、為脇士、一閻浮提、才、一本尊、可、立、此國。(七十二〇)

等の祖文を中心として一尊四士の木像が造像されるやうになつた。この一尊に於ては宗祖自らもこれを伊東で感得せられ、後年身延御入山の時も、持仏堂に安置されて一期常住に隨身せられてをり、また檀越にあつても富木・太田等の諸氏は何れも一尊を奉安してをられた(註3)。而も建治三年(一二七七)以後四條氏が先づ四士を副造してより、他の諸氏も又順次これに習つて一尊四士の形式を用ゐるやうになつた。即ちこれは四條金吾釈迦仏供養事(一、一八二頁)によつて同氏が一尊を造立してゐたことが明らかであり、更に本化別頭仏祖統紀によれば

四條三郎左衛門頼基、一尊四菩薩ノ木像ヲ造リ、高祖之ガ点眼ヲ為ス、後チ身延端場坊ノ本尊トス(七ノ二〇)

とあつて宗祖が開眼をなされたことになつてゐる。然し此等は、大曼荼羅に於ける如く、宗祖の親しく執刀彫刻せられた証在は不明であり、此の爲かともすると大曼荼羅に偏執して造像は宗祖の意に背くが如くに考へる者も現れ、彼の「板曼荼羅以外は本尊に非ず」と主張する創価学会の如きは、其の代表的なものと云うことが出来やう。また宗祖の造像に対する本義の上から見るならば、たとへ親刻の木像がなかつたにしても造像の聖意が存したことを看過するわけにはゆかない。即ち日眼女に対しては「釈尊一体を造立する人は十方世界の諸仏を作り奉る人なり」(一、六二三)と述べて其の造立の功德を示して賞美せられ、また富木氏が四士造立を窺つたのに対しては「本佛本脇士造り奉るべき時也」(一、六四八)と其の認可を与へてをられる実例より見ても判然としてゐる。若し宗祖の本意が曼荼羅以外は本尊として奉安すべきものではないとするならば、此のやうな場合に必ず峻厳なる教示があるはずであらう。かく

如上の觀點に立つ時、既に御在世から造像の企てがあり、また富木・太田・四條等の諸氏が順次一尊に四士を添造した事実と先の本尊抄・四菩薩造立鈔等の祖文からして、宗祖の造立に対する御本意は一尊四士に中心が置かれたやうに思はれる。

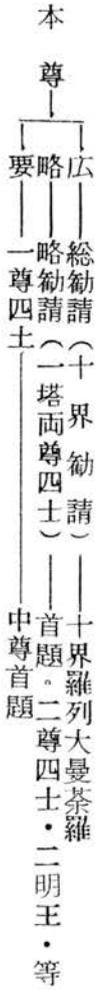
然して再び大曼荼羅の木像化に就いてであるが、爰で先づ本宗寺院の本尊勧請様式を大觀するに、それ／＼多少の相違こそあれ大体に於て大曼荼羅の諸尊を木像化した様式が主として用ゐられているやうである。即ち

其本尊為_レ体本師娑婆上宝塔居_レ空、塔中妙法蓮華經左右釈迦牟尼佛・多宝佛・釈尊脇士上行等四菩薩、文殊彌勒等四菩薩眷屬居_レ末座、迹化地方大小諸菩薩萬民処_レ大地_レ如_レ見_レ雲閣月卿_二云云。(七一)

との祖文に基き首題の妙法を中心にして釈迦多宝の兩尊と本化の四士を配し、更に其の他大曼荼羅中の諸佛諸神を木像化して適宜添加してゐる様式にして、広略の差はあるが主旨これに属しているものと云へる。所謂、これが本宗の「総勧請」であつて此の奠定形式は右の如く、既に祖文に拠り大曼荼羅に基づいて其の木像化したものであるから、この総勧請はもとより妄義の存する理由はないのである。但しこれを先の一尊四士本尊と比較する時は、総勧請は脇士や附屬の諸神が多く竝座してゐる為に、感性上やゝ多神教的な想を起させることは否めないであらう。又兩者の關係について見るならば、総勧請と一尊四士は共に木像本尊としての立場から見るときは、これを広略の差として考へることが出来るのではないだらうか。

(木像)

(曼荼羅)



つまり総勸請（広）は妙法大曼荼羅の木像化たることには異論はないが、一尊四士（要）は其の大曼荼羅の中の主要部のみをとり、これを『本門の教主釈尊をもつて本尊とすべし』との祖文に照して木像化されたものであらうと思はれる。宗祖御在世当時としては総勸請の形式をとることは色々な点から見ても安易なことではなかつたに違いない、従つて一尊或はそれに四士を加へた形式のものが用いられ、次に総勸請の形式に移して行つたものと思う。今日一般の寺院に於て用いられている勸請様式は一塔兩尊四士に二明王及び文殊普賢等を含めたもので、所謂、略勸請とも云うべきものが最も多いやうであり、其の前に宗祖の御木像を安置してゐる。

三

次に「別勸請」に就いて見るならば、これは先の総勸請に対するものであつて、即ち大曼荼羅を木像化した総勸請の中から或る特定の神仏を選んで、これを別に奉安するものを指して云うのである。従つて大曼荼羅の中に名目を掲げられてある諸尊が多く、就中、鬼子母神・天照八幡・日月天子・八大龍王・二明王等の諸尊が最もよく祀られてゐる。然し一方では曼荼羅中に凶顯されていない諸神を別勸請してゐるところも決して少なくないやうである。但し此場合は必ず「末法に於ける法華経行者守護の諸天善神」に限つて祀られてをり、寺院教会の特殊性によつてはたとへ曼荼羅中に名目のない神仏であつても、これを特別に勸請してゐる。

爰に於て考へられるのは右の如き別勸請は総勸請及び一尊四士等の勸請形式によるものとは自づと其の性格を異にしてゐると云うことである。即ち別勸請とは本門本尊の正境とすべきものではなく、寧ろ一尊四士の正境本尊に対して帰依渴仰するところの所謂、法華経の行者を守護すべき性格を持つたものであると見るべきである。このことは大

曼荼羅中に於ける諸神の性格を調べて見ることにより、明らかとなるのである。由来、大曼荼羅とは諸仏集と功德集との二意をもつものと云はれてゐる如く、宗祖凶顯の妙法大曼荼羅には法界の凡ての諸仏諸神を集め、其の神仏の功德を集結したものである。然し乍ら諸仏の名目を漏れなく凶顯することは不可能であるために、法界中の代表的な神仏の名目を掲げて他は「南無十方分身諸仏」として総括し、釈迦牟尼仏の次ぎに配してをられる（註4）。即ち天照八幡等は日本国守護の諸神を代表し、日月天子・鬼子母神・及び毘沙門等其の他の諸神は何れも法華經行者守護の諸天善神を代表したものとして見る事が出来る。若し然らば大曼荼羅は本尊であると同時に信者にとつては、我が身を守護する諸尊の集りであり、また其の功德集として拜することが出来るのである。故に経王殿御返事には

日蓮守護たる処の御本尊をしたゝめ參らせ候……又此曼荼羅能信ぜさせ給うべし……鬼子母神十羅刹女、法華經の題目を持つものを守護すべしと見えたり。さいはいは愛染の如く、福は毘沙門の如くなるべし……此御本尊に祈念せしめ給へ。何事か成就せざるべき。充滿其願如清凉池現世安穩後生善処疑なからん。（七五〇↓一）

と説かれてゐる。此の祖文よりするときは曼荼羅に「守護」の義を含むものであることが明らかであつて、現安後善を祈念する為の本尊であり、又災除のお守りでもあるのである。

かく曼荼羅中の諸尊が「守護神」としての意味を持つものであるとするならば、其の中の或る一神を特に選んで別勧請しても一向に差支へはないことになる。それはつまり其の一神（例へば鬼子母神）を本門本尊の正境として勧請するのではなく、信者自身の守護神として別に勧請するからである。また若し曼荼羅中に名目の全く見えない諸尊を別勧請した場合について考へて見るに、これは寺院などで地神や稻荷等を別勧請してゐる例が多いのであるが、既に諸仏集の義をもつ曼荼羅中の諸尊は法界中の諸神を代表するところのものであるから、たとへ曼荼羅中にその名目が

認められない神仏であつても、「法華経行者守護の善神」たる性格の明らかである場合にはこれが許されて然るべきであると思ふ。

ところが最近の創価学会ではこうした本宗の別勧請に対して、其の「守護神」としての性格を全く誤解し、あたかもこの別勧請を本宗の本尊正境であるかの如くに考へ、専ら本宗（特に身延山）を「雑乱勧請」であるとの的はずれな非難を浴せてゐるのである。雑乱勧請については後に詳説するとして、爰では彼等が論難の中心としてゐる身延山に例をとり、其の別勧請について更に検討を加へて見ることにしやう。

現在、身延山では久遠寺のほか石割・文殊・願滿・琥珀等の各稻荷社を始め、八幡社・三光堂（日月星宿）・鬼子母神堂等の諸堂があり、又七面大明神が祀られてゐるのであるが、此等は何れも身延山守護或は法華信仰の者を守護する諸神にほかならないのであつて、例へば七面山に就いて見るならば「末法総鎮守」として七面大明神が祀られてゐるのであり、鎮守とは結局守護神のことであつて即ち大曼荼羅中に名目の見られる諸神は勿論たとへ其の中に名目のなき諸神であつても、寺院や或は其の土地等の守護を司るものであり且つ法華経の信者を守るところの神仏をして、これを別勧請してゆくことはむしろ当然であり、前述の如く本門本尊との間に少しの矛盾をも生起せしめることなく、聊かの非難も当らぬものと云うことが出来やう。故に

― 総 勧 請 ― 本門、教主、祇尊、竝守護諸神 ― (主)

― 別 勧 請 ― 末法、法華経行者守護諸神 ― (伴)

如是、別勧請は本尊勧請の一形態ではあるが総勧請や一尊四士本尊に較ぶれば主伴の關係を持つものであり、別勧請のみが独立して主たる本門の本尊正境を離れこれを無視した際には、自づと別勧請の意義は失はれるのである。

四

かく総別の両勸請形態に就いての大観を試みたのであるが、此処に於て更に「雑乱勸請」を一見してみやうと思ふ。先きにも触れた如く創価学会はしきりに身延を雑乱勸請の山であると宣伝してをるのであるが、身延山の稻荷・鬼子母神・七面大明神等は決して雑乱ではないのであり、法華経行者守護の諸天善神として別勸請してゐるに過ぎないのである。もとより創価学会の妄説は取るにたらぬものであり、又其の説を破すのが本論の主たる目的ではないのであるが、雑乱勸請について彼等の誤謬を少しく正さんとしたまである。即ち彼等は宗祖が弘安二年に本門戒壇の大御本尊を建立遊ばされ、これを日興上人に御付囑になつたと称する「板曼荼羅」を以て唯一絶対のものとなし（註5）、それ以外のものを凡て雑乱として降してゐるのであつて、別勸請と雑乱勸請とを全く混同しているものにほかならない。

元來、雑乱勸請とは仏教と全く関係のない他宗教の諸仏諸神を勸請してゐる場合とか、または仏教有縁の仏であつても釈尊の脇士・眷属を本尊正境として勸請した際に云へるのであつて、即ち「法華経本門寿量品の教主釈尊」をもつて本門本尊の正境となすのであるが、逆に脇士・眷属を本尊正境として勸請した場合は主伴転倒であつて雑乱と云ふことになるのである。但し、此の際に脇士・眷属等を本尊正境としてなく、別勸請の形態をもつて安置したならば主伴の関係が明白であり、従つて雑乱でないことになるのである。所謂、此の場合は本門の本尊たる教主釈尊に帰依し、本門の題目を受持信行する者を守護する諸天を別勸請したことになるのであつて、あくまで本尊の中心正境を教主釈尊に置くのであるから先の雑乱勸請の如く、主伴の逆転してゐる場合とは全く其の性格を異にするものと云は

なければならぬ。

かく考察して来るならば身延山に於ける七向大明神・鬼子母神・天照大神・三光神等は何れもこれを本門本尊の正境として安置してゐるのではなく、守護神として別勧請の形態を持つものであるから、雑乱でないことは此処に於て全く明確であらう。若しこれを祖文に徴して見るならば、建治元年八月妙心尼に使はされた御書に

この御まほりは、法華經のうちのかんじん一切經のげんもく（眼目）にて候。……この曼荼羅を身にたもちぬれば王を武士のまほるが如く、……一切の仏神等のあつまりまほり昼夜にかけの如くまほらせ給ふ法にて候。（一、一〇五）

とある如く、法華經守護の一切の仏神が集り常住に守り給うと云う大曼荼羅を木像化し、更に其の中の守護神を持を選んで別に勧請したのであるから、敢へてこれを雑乱なりと云うならば其の根本たる大曼荼羅そのものをも雑乱であると云う大なる誤謬に陥ることになるであらう。

次に雑乱勧請に就いてもう一つの形態が考へられるのであるが、それは総勧請の中に他宗教の神佛を混入してゐる場合がそれであつて、この種のことを大別して見ると大体次ぎの如くである。

(A) キリスト教、マホメツト教、回教、儒教等の佛教と全く関係のない神佛聖人を安置してゐる場合。

(B) 野狐、蛇身、鰭頭等を勧請した場合、或は此等を守護神の眷属と称して総勧請の中に混入せしめた時。

(C) 「教祖」または「会長」などに類する者の影像、及び其の所持品等を本尊として勧請した場合。

右の三種のうち(A)は凡ての宗教を統一しようとする所から敢へて他宗教の諸神佛を混入せしめやうとするのと、或は又本尊に対して全くの無関心からくるものとの別が考へられ得る。就中、前者の場合は文部省編の「宗教年鑑」

に依つて様々の例を知ることが出来る（註6）。亦（B）の場合は主として民間信仰に多く見られ、迷信的なものが多いやうである。（C）は終戦後の新興宗教団体に其の傾向が強く、然もそれら新興宗教の大部分は本宗関係のものに依つて占められているのである。此等の三種に該当する勸請形式は何れも雑乱と云はれるべきケースであり、本来尊重にして根本尊崇なる本尊勸請の意義を失うものであつて

若非正境ニ縦無ニ妄偽ニ亦不レ成レ種（註7）

との文の如く、少くとも正式の勸請形態であるとは云へない。

如上に於て雑乱勸請を一見し併せて別勸請との相異に及んだのであるが、これを要するに別勸請は言換れば「守護神勸請」と云うことになるのであり、常に本門本尊（主）の脇士・眷属（伴）としての地位を保持しているものであつて、主伴転倒して何れに中心を置くべきかに迷うやうな雑乱勸請とは甚だ隔りのあるものなのである。然して此処に於てまた考へられることは別勸請に就いてあるが、今これを守護神勸請とも云いようと述べたのであるが身延山の祖師堂の如く、宗祖を別勸請してゐる例も決して少なくないやうである。此の場合は多少その趣を異にするものであり、宗祖は末法唱導の師であり「本化佛使」として、特に今時の衆生にとつて深い關係を持つものであるが故に、これを別に勸請してゐるのである。即ち、本化上行の自覚者として又垂迹としての宗祖によつて、一切皆成の本法も久遠実成の本佛も共に始めて末法人類の前に顕現せられ、それに依つて人類を救済するに至つたのである。故に吾々は末法の救主たる本化の大導師によつて此等本佛本法の存在を知り、且つそれを信ずることが出来得るのである。若しかくの如く本佛本法に於て、宗祖の顕揚をまつて始めてこれを感じ得るとすれば、宗祖は又実に本尊の一要素であると言はねばならない。爰に於て吾々が本尊に対する時は亦必ず宗祖を通して本佛に接すべきものである。約言

すれば末法弘通の大導師たる本化は人類をして、本佛界に悟入せしめんとする保護者であり仲介者であると云へる。故に本尊抄には

守護此人一三公周公撰ニ扶成王ニ四皓待ニ奉惠帝ニ不異者也。(七二〇)

と説かれてをり、即ち宗祖の救済的立脚地を表明せられたものに外ならない。

かく考察して来るならば、宗祖を別勸請することは単にこれを守護神としてではなく、一段高く吾々にとつて一層深厚な關係を示すものであり、宗祖自ら『日蓮は日本国の諸人にしたし(親)父母也。』(註8)と述べられている如くであつて、これにより両者の密接不離な關係を知ることが出来るのであり、又同時に宗祖別勸請の意義が爰に存するものであると云へよう。

五

最後に「略勸請」について見るに、これは総勸請をやゝ簡略にしたものであつて、即ち一塔兩尊四士のほかに四大天王・二明王等を適宜配した勸請様式を指すものであり、総勸請と竝んで広く一般寺院教会で用いられてゐるケースである。この様式も相当に古くからあつたようであり、影山教授の説によると、宗祖滅後六十三年の康永三年に中山日祐師の筆による本尊聖教録に『打物題目、釈迦多宝二尊像並四菩薩各一体』(註9)と記されてゐることから考へて、既に其の当時中尊を有する二尊四士像が在つたことが察せられると述べられてゐる(註10)。

元來此等の勸請形式はすべて大曼荼羅の木像化であるが、最初から総勸請のやうな形で木像化されたのではなく、

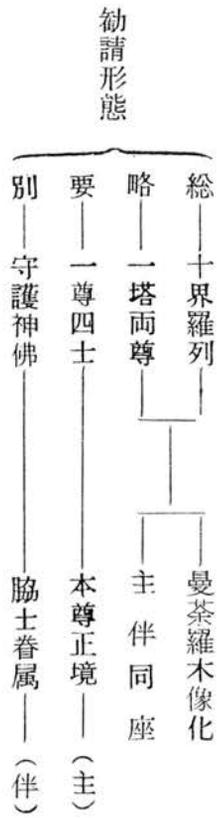
初は曼荼羅の主要部のみが木像化されてゐたのが次第に総勧請の如く其の全体に及んで行くやうになつたものと考へられる。若し如是ならば略勧請は総勧請の初期の形態を指すものであると云うことが出来るであらう。即ち宗祖御在世当時の木像本尊は一尊四士の形式であつたのに対して、滅後は専ら大曼荼羅の木像化が行はれ、略勧請の二尊四士形式から遂に十界羅列の総勧請形式へと移行して来たことになるのである。



所謂在世に於ける一尊四士は宗祖が弘長元年(一、二六一)に伊東の『海中いろくずの中より出現の佛体』(註11)にして、鎌倉から佐渡を経て身延山に至るまで一代隨身された佛であり、四士は本尊抄(七二〇)及び四菩薩造立鈔(一、六四八)等に於て本門の教主釈尊の脇士として一尊に添造すべきであることは明確である。これに対し滅後では曼荼羅の木像化たる一塔兩尊四士の形式による造立が次第に盛んとなり、更に曼荼羅中の守護神を別に勧請して行く方法もとられるやうになつていつた。即ち此処に一尊四士と一塔兩尊との二種の木像本尊が存在するやうになつた原因があるのであり、現在この二種の中でいづれをもつて本門本尊の正境とすべきかに就いては、尙研究の余地を残してゐるが然し吾々は宗祖が信仰の対象としたものをもつて吾々の本尊とすべきであるとの見解に立つ時は、一尊四士の本尊に中心を置かなければならないであらう。但し爰に於て考へられることは本門本尊の正境が一尊四士にあるからと云つて、一塔兩尊や総勧請の形式を雜乱であるとして否定してしまふわけにはいかないと云うことである。即

ち本尊の中心を求めれば一尊四士にあるのであるが、廣略の勧請形式に従つて多少の相異があることを認めなければならぬ。

斯くして以上、本宗に於ける本尊勧請の種々なる形態について考察を試みたのであるが、これを大別すれば総・略・要・別の四種類とすることが出来る。このうち総・略の二形態は共に大曼荼羅の木像化であり、首題の一塔を中心にして左右に釈迦多宝の二佛と本化の四士を始め、その他の諸神を適宜に配置した形式のものであつて、四種の形態の中で最も広く一般にもちいられてゐる。次ぎの要・別の二形態の中では要の一尊四士が宗祖在世当時からのもので一番古く、本門本尊の正境として最も妥当な形態であると考へられる。また別は所謂守護神勧請にして、総勧請から派生した形態であり、要と主伴の關係を保持するものであるが、其の性格は「守護」にあくまで中心が置かれるのであるから、此の点で総・略・要の三者とは些か趣が異なるものと云へるのである。



翻つて宗門の現状を見るに、右の四種類の形態に別れてはゐるが、然し其の中心は「本門の教主釈尊」にあるのであつて、本門本尊の正境を何れにとるべきか迷惑してゐる状態とは全く異なるのである。然し乍ら総・略の勧請形態（一塔兩尊四士）が最も宗門に普及するやうになつたのは、宗祖滅後に行はれた曼荼羅の木像化に端を発するのであるが、同時に法華經本門靈山会上の説相を模したものとして古來門下の間で此の形態が尊ばれ、それが更に今日にまで

影響して来てゐるものと考へられるのである。

(三一・九・八)

『註』

- (1) 大崎学報 第一〇四号 五三
- (2) 同 同 五六
- (3) 四菩薩造立鈔(一、六四七)及び真間釈迦佛御供養逐状(四五七)等、参照。
- (4) 文永十一年十二月凶顯の大曼荼羅(保田・妙本寺藏)及び建治三年十一月凶顯の大曼荼羅(京都・本因寺藏)等を参照
大崎学報一〇二号。
- (5) 「創価学会批判の妄説を破す」(同学会教学部編)一六
- (6) 宗教年鑑(文部省編、三〇・七・二〇発行)に依ると日蓮宗の教義に修驗道や神道を合糅したものや、或は日蓮主義に他の宗教を合糅し止揚したものなどの各教団が在ることが判る。
- (7) 摩訶止観輔行会本一ノ四ノ二二
- (8) 開目抄 定遺第一卷六〇八
- (9) 宗学全書上聖部四〇七
- (10) 大崎学報一〇四号五七
- (11) 船守彌三郎許御書定遺第一卷二三〇